

- は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人および当該補助金等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 立入検査又は監査をする事務、当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
  - 四 不利益処分をする事務、当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
  - 五 行政指導をする事務、当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
  - 六 事業の調整等に関する事務、当該事業を行っている事業者等
  - 七 地方自治法に規定する契約に関する事務、当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
  - 八 入札に関する事務、入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者でもあるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、市長又は職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るため市長又は職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、市長又は職員の利害関係者でもあるものとみなす。

### ○利害関係者との間における禁止行為

（職務の執行の公平さに対する疑惑や不信を招かないよう、市長や職員は、利害関係者との間に次のような行為が禁止されます。）

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するとしてされるものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付（業として行われる金権の貸付にあっては、無利子のもの又は利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償の物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から当該利害関係者以外の者に対して負う債務の保証若しくは弁済又は担保の提供（業として行われる債務の保証若しくは弁済又は担保の提供にあっては、著しく有利な条件のものに限る。）を受けること。
- 五 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 六 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- 七 利害関係者から供応接待を受けること。
- 八 利害関係者と共に飲食をすること。
- 九 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 十 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること

### ○利害関係者との間における禁止行為から除かれる行為（前記の禁止行為のなかから次のような行為が除かれます。）

- 一 利害関係者から広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。
- 二 多数の者が出席する式典、総会その他催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他会合を含む。）において、利害関係者から記念品その他これに類するものの贈与を受けること。
- 三 職務として利害関係者を訪問した際に、提供される物品を使用すること。
- 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車等（当該利害関係者がある事業等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車等の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 六 多数の者が出席する式典、総会その他催物において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は共に飲食をすること。
- 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は共に簡素な飲食をすること。
- 八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。ただし、夜間においては、職務として出席した会議その他打ち合わせのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食にあっては、あらかじめその旨を倫理監督者に届け出たものに限る。

### ○事業者等とは

- ・事業者等とは、法人その他の団体および事業を行う個人のことで、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者も事業者とみなします。

### ○事業者との間における禁止行為

- ・市長、副市長、教育長および管理職員は、事業者等との間において、「利害関係者との間における禁止行為」の一から七の行為が禁止行為となります。
- ・ただし通常一般の社交の範囲内の香典又は供花その他これらに類する贈与を受けること及び「利害関係者との間における禁止行為から除かれる行為」の一から七の行為も事業者等との禁止行為から除かれます。
- ・また、すべての職員は、「事業者等」から、供応接待を繰り返し受けるなど通常一般の社交の程度を越えて利益の供与を受けることは禁止されています。

これらは、市職員のみならず、市民の皆様方のご理解とご協力がなければ正しい効果をあげることができません。内容をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。